

スポーツの放送と権利

大橋卓生 スポーツ法政策研究会、虎ノ門協同法律事務所・弁護士、金沢工業大学虎ノ門大学院 准教授

1. はじめに

ロンドンオリンピックの開幕が間近に迫っておりますが、その放送権は高額で取引されています。ロンドンオリンピックについては、2010年のバンクーバー冬季オリンピックとセットで、ジャパンコンソーシアム¹⁾が325億円で購入したと報道されています。また、次期開催予定のソチオリンピック(冬季)とリオデジャネイロオリンピックの放送権については、ジャパンコンソーシアムが360億円で購入したと報道されています。

オリンピック以外のスポーツイベントでは、サッカーのワールドカップの放送権なども高額で取引されています。

今回は、スポーツの放送権について、触れてみたいと思います。

2. スポーツの放送権とは

(1) 知的財産権か?

かつての著作権法²⁾には「放送権」(著作物を放送する権利)という権利が規定されていました。現在、この放送権は、公衆送信権(著作権法23条)の一態様として形を変えて規定されています。また、現行の著作権法92条に、実演家の著作隣接権の一つに「放送権」(実演を放送する権利)が規定されています。

とすると、スポーツの放送権というのは、著作権法が根拠になるのではないかと考えてしまいますが、これは誤りです。

① スポーツと著作権

まず、スポーツが著作物と言えるかが問題です。「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と

定義されています(著作権法2条1項1号)。スポーツは、身体活動であって、思想や感情を創作的に表現するものではありませんので、著作物とは言えません。それゆえ、著作物を放送するという放送権(公衆送信権)はあてはまりません。

② スポーツと実演家の著作隣接権

次に、スポーツ選手が実演家にあたると言えるかです。「実演」とは、「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む)」と定義されています(著作権法2条1項3号)。おおよそ、ほとんどのスポーツは、著作物を演じるものではなく、それに類する行為で芸術的な性質を有するものとは言えないと思います。微妙になってくのが、振付や芸術点も加味されるフィギュアスケートやシンクロナイズドスイミングでしょうか。この点、ショーなどで披露する場合は、芸術的な性質を帯びてきますが、オリンピックなど競技大会で行う演技は競技そのものであり、芸術的な性質を有しないと考えます。そうすると、オリンピックなどの競技大会において、スポーツ選手は、実演を行うものではなく、実演家にあたらないため、実演家の著作隣接権を有するものではありません。

以上からすれば、スポーツやスポーツ選手が純粋にスポーツを行う場面では、著作権法の保護が及ばないことがわかります。

他の知的財産法を見渡しても、スポーツの放送権の根拠となる権利は見あたりません。

知的財産法に根拠があるのとないのとで

は、権利侵害の場面で、雲泥の差があります。すなわち、知的財産法に規定された権利であれば、第三者に無断で利用された場合、裁判所に侵害行為の差止めや損害賠償請求を求めることができます。これに対して、知的財産法に根拠がなければ、原則としてこのような強い侵害排除は認められません。

(2) スポーツの放送権の根拠

スポーツの放送権が、知的財産法を根拠としないとする、どのように保護されるのでしょうか。

この点、施設管理権を根拠とする見解が多数説のようです。その理由としては、スポーツを放送するためには、スタジアムなど競技場の中に機材を持ち込む必要があり、その可否を決める根拠が施設の管理権であるというもの。究極的にはそこに辿り着くのだらうと思いますが、たとえば、東京ドームの所有者が、東京ドームで行われるスポーツを放送する権利を主張できるかと言えば、そうではないはずです。

スポーツの放送権の実質的な根拠としては、それぞれのスポーツ団体が定める規約が根拠となるものと考えます。オリンピックにおいては、オリンピック憲章の1章7条で放送権が国際オリンピック委員会(IOC)に帰属することが定められています。FIFAワールドカップにおいては、国際サッカー連盟の定款74条に放送権の帰属が定められています。日本において、プロ野球では野球協約44条で、球団がホームゲームの放送権を有すること、JリーグではJリーグ規約127条でJリーグが放送権を有することが規定されています。

このような定款や規約といったものは、その組織に属するメンバーにのみ効力を有するものです。これらメンバーは、定款や規約を遵守すること約束して、その競技団体のメンバーになっていることからすれば、スポーツの放送権の根拠は、当事者間（競技団体内部）の合意にあるのだらうと思います。

(3) 当事者間の合意による権利

当事者間（競技団体内部）の合意による権利、要するに債権（契約当事者の一方が相手方に対して、契約で決めた行為を要求する権利）にすぎません。法的に言えば、債権でしかないスポーツの放送権は、当事者ではない競技団体外の放送事業者に主張することはできません。

しかしながら、スポーツの競技団体は、その傘下で行われるスポーツを管理し、スタジアムの施設管理権を押さえることで、事実上、排他的な状況（第三者が勝手に放送し難い状況）をつくり出すことで、スポーツを放送するという事実行為をあたかも権利として、当事者ではない放送事業者に販売しているのです。

このように実体法上根拠のない債権的な権利は、スポーツの放送権に特有なことではありません。スポーツ興行権、スポンサーシップ権なども、同じような仕組みで成り立っているのです。

競技団体内部で定められた放送権者から放送事業者がスポーツの放送権を購入することも契約でしかなく、放送事業者が購入した放送権というのは、当該放送権者が放送事業者に対し、スポーツを放送させるという債権になります。このような債権は、契約当事者間で生ずる権利に過ぎず、第三者にその権利の存在はわかりません。このため、第三者が債権を侵害する場合は限定的に解されています。

たとえば、スタジアム外から高性能のカメラで、スポーツを中継する行為は放送権を侵害するのでしょうか。このような行為は、スタジアムの施設管理権も侵害してお

らず、放送権を獲得した放送事業者の放送を直接邪魔するものでもありません。このような行為が債権侵害の不法行為が成立する場合として、第三者が放送権（債権）の存在を知っていて、これを害する意思が必要で、侵害の程度が著しい（違法性が高い）ことが必要と解されています。そして、不法行為が成立したとしても差止は認められず、損害賠償のみが認められます。

3. スポーツを見る権利

(1) スポーツ基本法とスポーツ権

少し話の視点を変えましょう。スポーツの放送権がこのまま高騰を続ければ、NHKはともかく、無料の民間放送（地上波）では見られなくなるおそれがあります。ご承知のとおり、地上波の民間放送事業者は、視聴料から成り立っているのではなく、CM放送枠の販売、要するにスポンサー収入で成り立っています。昨今の不況のあおりを受けて、民間放送事業者のスポンサー収入が減っているなか、高額な放送権料を捻出し続けるのは難しいであろうことは察しがつきます。

そうなるるとどのようなことが起きるかと言え、無料の地上波放送から有料放送へと移行することになります。なぜなら、有料の放送事業者は、高額な放送権料を視聴料に転嫁して、視聴者から回収することが可能だからです。

1992年に創設されたイギリスのプレミアリーグは、同年、メディア王と言われたルパート・マードック氏のBスカイB（衛星放送）が独占放送権を約72億円で購入する形で始まり、その後もBスカイBが高額な放送権料を支払い、独占放送権を維持した例があります。

このような形で、有料放送にスポーツが独占されるようになると、その放送事業者にお金を支払わなければ、オリンピックやサッカーの世界カップなど世界規模のスポーツイベントを見ることができなくなります。有り体に言えば、お金のない人は、スポーツをテレビで観戦することができな

くなってしまいます。

2011年8月に施行されたスポーツ基本法は、その前文で、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとスポーツ権がすべての人々に認められることを確認しました。このスポーツ権は、する人のみならず、見る人・支える人にも実現されるべきものであることが、同じく前文で確認されています。もっとも、スポーツ基本法は具体的な権利を定めたものではありませんので、この前文の規定を根拠としてスポーツ権を主張できるものではありません。

しかし、法律にも明記されるようになったことから、見る人のスポーツ権という観点から、世界的なスポーツイベントを容易に観戦できないようになってしまうことは果たして歓迎されるべきことでしょうか。

(2) 見る人のスポーツ権とは？

ところで、スポーツを見る人のスポーツ権とは、どのようなものでしょうか。単なる娯楽ではないかと考える方もいらっしゃると思います。

しかしながら、3.11直後のなでしこジャパンの世界カップ優勝は、単に娯楽をもたらしただけではないことは明らかです。スポーツは、幸福な生活を営むために不可欠な多様な価値（勇気、感動など）があり、それは見ることを通じて得られるものです。

こうしたことを考えると、見る人のスポーツ権というのもあるが、無視できるものではないように思います。

イギリスの例ですが、ユニバーサル・アクセス権という国民的なスポーツイベントを無料視聴する権利が認められています。上記のBスカイBが、プレミアリーグをはじめ、テニスやクリケットなどスポーツの独占放送権を次々と獲得し、お金を払わなければ、国民的に人気のあるスポーツを見ることができないという事態が生じつつあったため、放送法が改正され、オリンピックやサッカーワールドカップなど社会的に

影響が大きく、公共性の高いスポーツイベントの無料視聴を可能としたものです。

また、欧州連合 (EU) においては、1997 年に「国境のないテレビ放送に関する指令」を改正し、加盟国各国の国民にとって重要なイベントが、有料放送事業者によって独占されることのないように規制することを義務づけられました。

これらは、まさに見る人のスポーツ権を保護する例と言っていいように思います。

ただ、こうした規制は、スポーツ団体や民間放送事業者の経済活動を抑制するものであり、バランスのとれた規制を考える必要もあるでしょう。

3. おわりに

日本では、オリンピックやサッカーワールドカップはともかく、それ以外のスポーツを地上波で見かけることが少なくなりました。とくに毎日のように放送していたプロ野球中継がほとんど地上波から姿を消しています。他のスポーツ (Jリーグやラグビー等) も同じような状況です。これらの放送は、現在、地上波から BS・CS 放送

に移行していると言ってよいと思います。放送権料の高騰が原因ではありませんが、日本でも、お金を払わないと、スポーツが視聴できない時代に入ってきています。

現在、テレビの多チャンネル化が進み、スポーツ以外にも多様なコンテンツがあふれています。また、スポーツのなかでも、MLB やプレミアリーグなど海外の一流スポーツを容易に視聴できる状況にあります。日本のスポーツも海外のスポーツに負けないよう継続して努力すべきことはいまでもありませんが、スポーツを見ることのできる環境を整えることも、スポーツの発展には重要だと考えます。将来、スポーツの担い手を育てるといった観点から重要なことだと思います。

1960 年代、「巨人・大鵬・卵焼き」という流行語が生まれた頃、人々は皆、テレビのなかの「巨人」や「大鵬」に胸を熱くし、自分たちが生活していくうえで勇気ももらっていたと聞きます。筆者の子どもの頃は、王選手の活躍に勇気ももらいました。あれから数十年が経過しましたが、現在のスポーツにも、あの頃に負けない魅力があ

るはずで

スポーツを見ることは単なる娯楽ではありません。スポーツには幸福で豊かな生活を送るための多様な価値があり、スポーツを見ることを通じて、これらを得ることができるのです。

スポーツ基本法の制定を契機に、見る人のスポーツ権という観点も踏まえて、スポーツ放送のあり方を考えるべき岐路にさしかかっているように思います。

i) NHK と一般社団法人日本民間放送連盟に加盟する民放各社で構成される組織で、オリンピックやサッカーワールドカップの日本における放送権を一括購入し、番組を共同制作し、放送する団体。

ii) 平成 10 年 1 月 1 日施行の著作権法により改正

スポーツ法政策研究会

代表幹事／菅原哲朗・キーストーン法律事務所

●入会方法

参加資格／幹事の承認を得たうえで参加していただけます。

年会費／5,000 円

入会申し込み／入会希望の旨を下記事務局まで、電話、FAX、E-mail にて申し込み、事務局から送付する所定の申込書に必要事項を明記し返送する。

●事務局

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-3-3 柏原ビル 2 階 京橋法律事務所内「スポーツ法政策研究会」事務局／片岡理恵子
TEL: 03-3548-2073 FAX: 03-3548-2071
E-mail: kataokarie@aol.com

※スポーツ法政策研究会の HP がリニューアルしました。新しいアドレスは下記のとおりです。会の詳細はもちろん、入会申し込みも下記アドレスからご利用いただけます。

<http://sports-law-seisaku.jp/index.html>

■『詳解 スポーツ基本法』

2011 (平成 23) 年 6 月、「スポーツ基本法」が制定された。それに合わせ、「スポーツ基本法」に関する最初の解説書が、日本スポーツ法学会の編集・執筆によって出版された。

スポーツ基本法が制定されたことは知っている、具体的にどのように関わってくるのかまで、まだ理解できていないという方も多いのではないだろうか。

本書は、単に逐条解説を掲載しているのではなく、制定までの経緯や基本理念を述べたうえで、スポーツ分野とスポーツに関わる主体ごとに章立てがなされている。したがって、スポーツ関係団体や関係者が、このスポーツ基本法とどのように向き合い、そして活用していけばいいのかなど、具体的かつわかりやすく解説されている。スポーツ関係者には必読の一冊。

【目次】

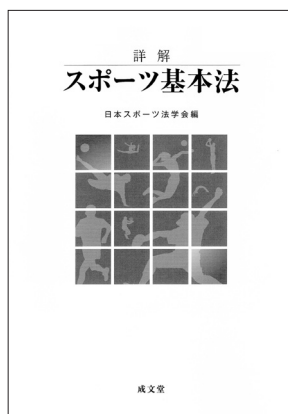
序 歴史的経緯・基本理念

第Ⅰ編 主たるスポーツ領域と基本法

第Ⅱ編 スポーツに関わる組織と基本法

第Ⅲ編 スポーツに関わる人と基本法

第Ⅳ編 スポーツ医・科学と安全



第Ⅴ編 紛争解決

第Ⅵ編 東日本大震災とスポーツ基本法

まとめに代えて——スポーツ法の過去未来

日本スポーツ法学会編

成文堂

定価：3,360 円 (本体 3,200 円)

A5 判並製、388 頁

2011 年 12 月 20 日刊

<http://www.seibundoh.co.jp/pub/index.html>